

平成30年7月17日

貨物自動車運送事業者の皆様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
滋賀県地方協議会（事務局：近畿運輸局滋賀運輸支局）

運送約款改正に伴うアンケート調査の実施について

拝啓 新緑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款（以下「運送約款」という。）を改正し、同年11月4日に施行しました。約款改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の待機時間、貨物の積込み又は取卸しの荷主からの委託、附帯業務（横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼りその他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「待機時間等」という。）の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備したところです。

この度、当協議会では運送約款の改正に伴い、近畿運輸局管内の貨物自動車運送事業者の改正後の運賃・料金の収受状況、待機時間等の削減状況の調査を行うことといたしました。

つきましては、別紙にアンケートをご用意しましたので、お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、下記の要領で回答頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 回答は、同封しましたアンケート回答用紙に直接ご記入ください。
2. アンケートでは共通編と改正後の運送約款適用による運賃・料金届、旧運送約款認可申請の手続き状況による調査票A～Cの選択式となっています。
3. アンケートの回答につきまして、FAXにて平成30年7月31日まで（できるだけ早急に）回答をお願いします。
4. 回答いただいた企業情報は、本調査の目的以外には使用いたしません。
5. このアンケート調査に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

住 所：〒524-0104

滋賀県守山市木浜町2298-5

滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門

電 話：077-585-7253

アンケート調査回答先

アンケート調査回答・集計委託会社

メディアフタバ株式会社

FAX：06-6924-4054

トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款の改正を行いました。

○標準貨物自動車運送約款改正の趣旨

トラック運送業においては、これまでの商慣習により、積み込み・取卸し作業、荷主都合により生じた待機時間、倉庫での棚入れ等の附帯作業、などに係るコストの負担が不明確となっており、これらに係る対価が支払われない場合が生じやすくなっていました。このような状況を改善していくために、サービスに対応した対価を収受する環境を整えていく必要があります。

このため、運送の対価である「運賃」と積み込料や待機時間料といった運送以外の役務の対価である「料金」の範囲を明確化し、「運賃」と「料金」を別建てで収受できるよう、標準貨物自動車運送約款の改正を昨年11月に行いました。

○標準貨物自動車運送約款の改正

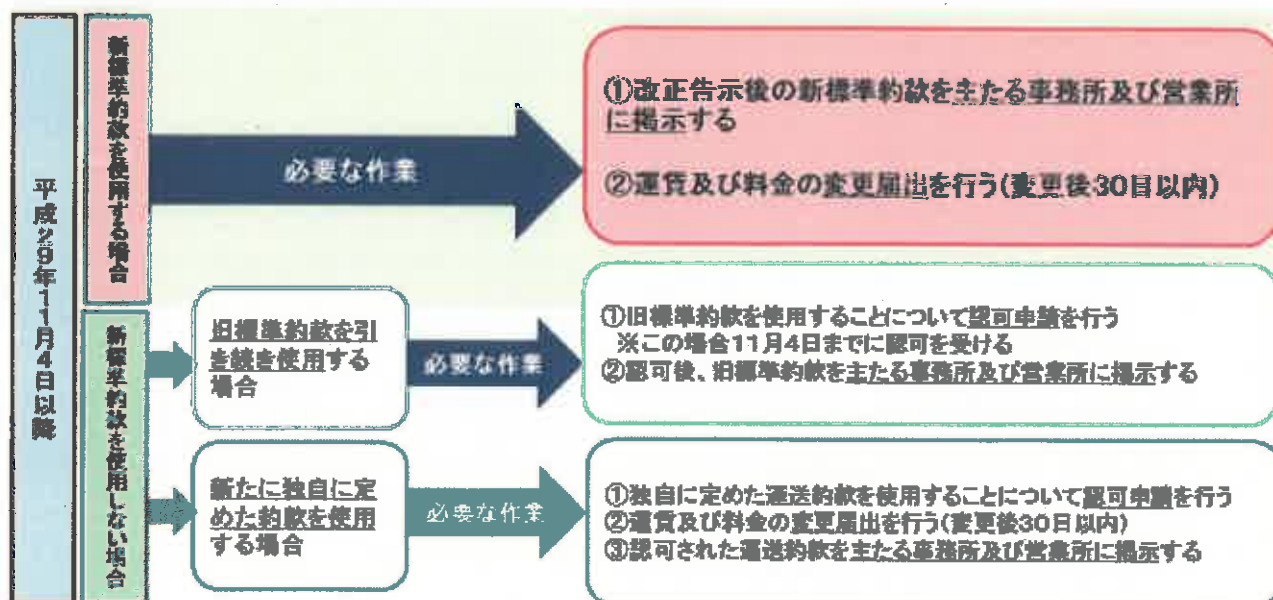
標準貨物自動車運送約款について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備しました。

- (1) 運送状の記載事項として、「積み込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積み込み又は取卸しに対する対価を「積み込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

標準貨物自動車運送約款の改正に伴いトラック事業者が行うべきこと



○待機時間料、積み込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



約款改正に伴う変更届出等の手続き等行っていない貨物自動車運送事業者におかれましては、下記に記載しています近畿運輸局のホームページをご確認下さい。



<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/truck/index.html>

☆調査票 共通編

質問 1. アンケートを受けとられた府県を教えてください。

- | | |
|----------|--------|
| ① 大阪府 | ② 兵庫県 |
| ③ 京都府 | ④ 奈良県 |
| ⑤ 滋賀県 | ⑥ 和歌山県 |
| ⑦ その他の地域 | |

質問 2. 貴社の事業用トラックの車両数を教えてください。(トレーラーを除く)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 5 両 | ② 6～10 両以下 |
| ③ 11～20 両以下 | ④ 21～30 両以下 |
| ⑤ 31～50 両以下 | ⑥ 51 両～100 両以下 |
| ⑦ 101 両～300 両以下 | ⑧ 301 両以上 |

質問 3. 貴社と取引のある荷主はおよそ何社ですか。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 1 社～5 社 | ② 6 社～10 社 |
| ③ 11 社～20 社 | ④ 21 社～30 社 |
| ⑤ 31 社以上 | |

質問 4. 貴社の主な輸送品目をお選びください。(複数選択可)

- ① 農産品 ② 畜産・水産品 ③ 木材 ④ 石炭 ⑤ 家具製品 ⑥ 砂利 ⑦ 工業機械
⑧ セメント ⑨ 窯業品 ⑩ 石油製品 ⑪ 化学製品 ⑫ 紙加工品 ⑬ 繊維工業品 ⑭ 食料品
⑮ 日用雑貨品類 ⑯ 飲料水 ⑰ 肥料 ⑱ 廃棄物 ⑲ 自動車 ⑳ プラスティック製品
㉑ 医薬品、化粧品類
その他 ()

質問 5. 運賃・料金について、荷主と交渉する場はありますか。

- ① 荷主と定期的に交渉する場を持っている。
② 荷主と不定期に交渉する場を持っている。
③ 荷主と交渉する場を持っていない。
④ その他 ()

質問 6. 貴社において待機時間は発生していますか。

- ① 発生している。
② 時々、発生している。
③ 発生していない。

新運送約款適用に伴う運賃・料金属、または、旧運送約款変更認可申請のいずれかの手続きをされましたか。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 新運送約款適用に伴う運賃・料金属の提出を行った。 | → 調査票 A へ |
| ② 旧運送約款の認可申請を行った。 | → 調査票 B へ |
| ③ いずれの手続きも行っていない。 | → 調査票 C へ |

☆調査票 A (新運賃・料金属出事業者調査票)

質問 1. 新運送約款(新運賃・料金属出)にしようとしたのは何故ですか

- ① 日頃から、荷主と運賃・料金交渉が出来ているから。
- ② 新運賃・料金で荷主と契約交渉が出来たから。
- ③ 他の貨物事業者(元請等)と相談したから。
- ④ その他 ()

質問 2. 荷主との交渉の結果、運賃・料金の値上げが出来ましたか

- ① 運賃・料金の値上げをすることが出来た。
- ② 運賃・料金交渉の結果、値上げが出来なかった。
- ③ 現在、交渉を行っている。
- ④ その他 ()

質問 3. 新運送約款の適用により、待機料金、積込料又は取卸料及び附帯料金は収受出来ましたか。

- ① 出来るようになった。
- ② 出来ていない。

質問 4. 新運送約款の適用により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
- ② 一部削減出来た。
- ③ 削減出来なかった。

質問 5. 質問 4. で①又は②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
- ② 30分以上1時間未満
- ③ 1時間以上3時間未満
- ④ 3時間以上

☆調査票 B (旧運送約款認可申請事業者調査票)

質問 1. なぜ旧運送約款で認可申請を提出したのか。

- ① 新基準で荷主と契約交渉が出来ないから。
- ② 荷主に、新基準での運賃交渉を申し出たが、断られたから。
- ③ 他の貨物事業者（元請等）と相談して認可を決めたから。
- ④ 自社の判断で決めたから。
- ⑤ その他（

質問 2. 旧運送約款を適用する事により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
② 一部削減出来た。
③ 削減出来なかった。

質問 3. 質問 2. で①及び②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
② 30分以上1時間未満
③ 1時間以上3時間未満
④ 3時間以上

◎ 今後、荷主と交渉される予定がある場合、どのような交渉を考えていますか。その内容を自由記述欄(アンケート回答用紙下部)に記入をお願いします。

☆調査票C

**(新運賃・料金属または旧運送約款認可申請書
未提出事業者調査票)**

質問 1. なぜ、新運賃・料金属または旧運送約款認可申請のを行わなかったのか。

- ① 新運送約款により荷主と運賃・料金の交渉が出来ないから。
- ② 荷主に、新運送約款による運賃交渉を申し出たが、断られたから。
- ③ 他の貨物事業者（元請等）と相談したが、躊躇しているから。
- ④ 新運送約款が施行されたことを知らなかったから。
- ⑤ その他（ ）

質問 2. 新運賃・料金属出又運送約款認可申請を提出されておられませんが、運転者の勤務時間は削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
- ② 一部削減出来た。
- ③ 削減出来なかった。

質問 3. 質問 2. で①及び②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
② 30分以上1時間未満
③ 1時間以上3時間未満
④ 3時間以上

◎ 今後、荷主と交渉される予定がある場合、どのような交渉を考えていますか。その内容を自由記述欄(アンケート回答用紙下部)に記入をお願いします。

F A X 番号 06 - 6924 - 4054

アンケート回答用紙

(回答期限：平成30年7月31日)

回答に当たりますようお願い

1. 回答欄には、該当する項目の番号をご記入下さい。
2. 「その他」と回答される場合には、その具体的な内容を解答欄にご記入ください。

共通編

質問1		質問2		質問3		質問4		その他	
質問5		その他					質問6		

調査票A

質問1		その他				質問2		その他		
質問3		質問4		質問5						

調査票B

質問1		その他			
質問2		質問3			

調査票C

質問1		その他			
質問2		質問3			

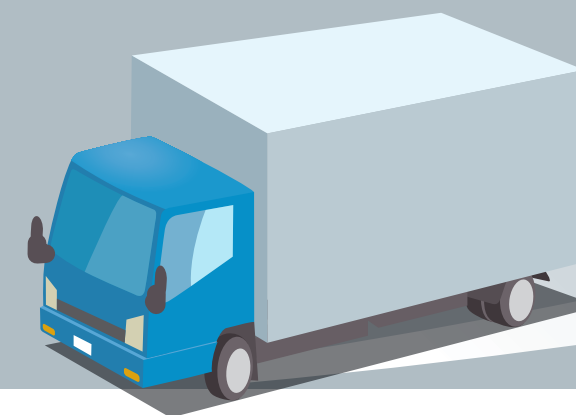
自由記述欄 (ご自由に記載して下さい。)

--	--	--	--	--

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。

運送約款改正に伴うアンケート調査

近畿2府4県

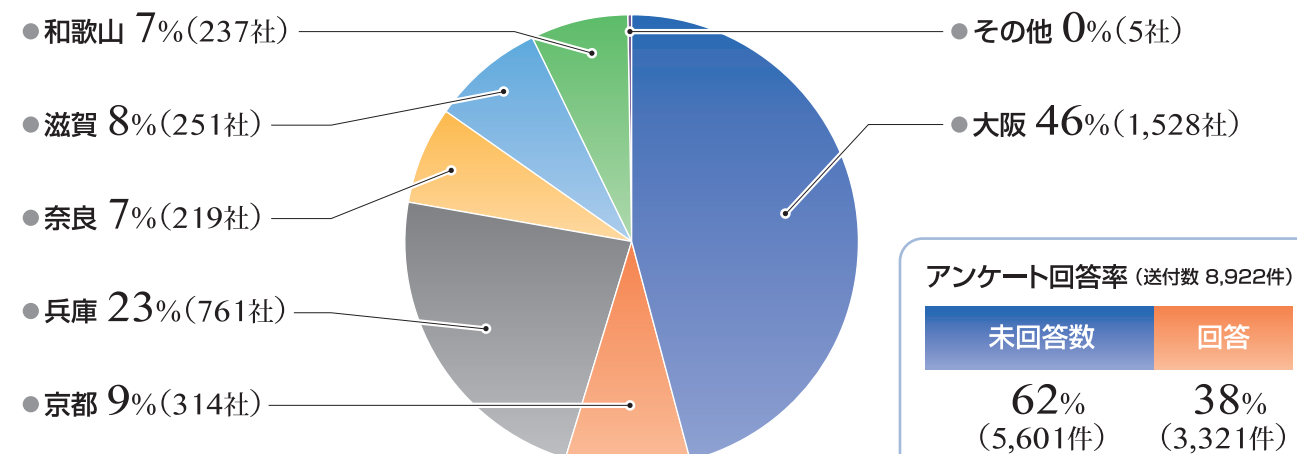


トラック輸送における取引環境・労働時間改善

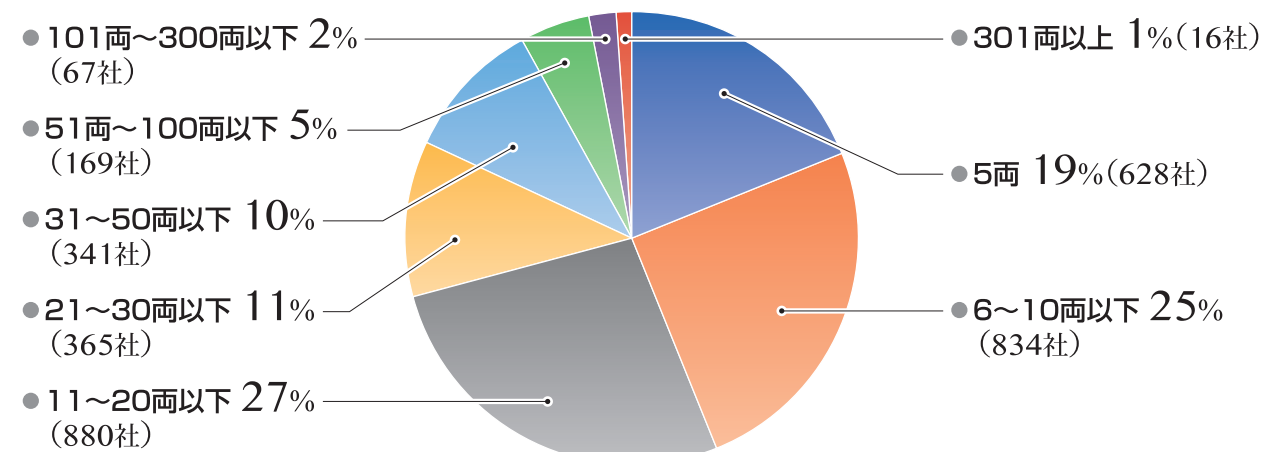
大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県

【調査票】 共通編

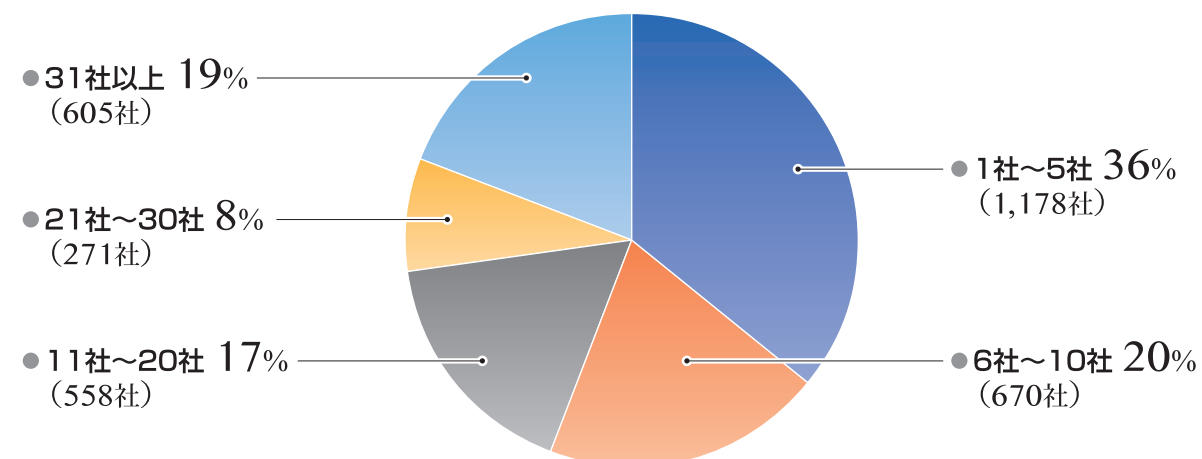
Q.1 アンケートを受けとられた府県を教えてください(2府4県別運送事業者数とアンケート回答率)



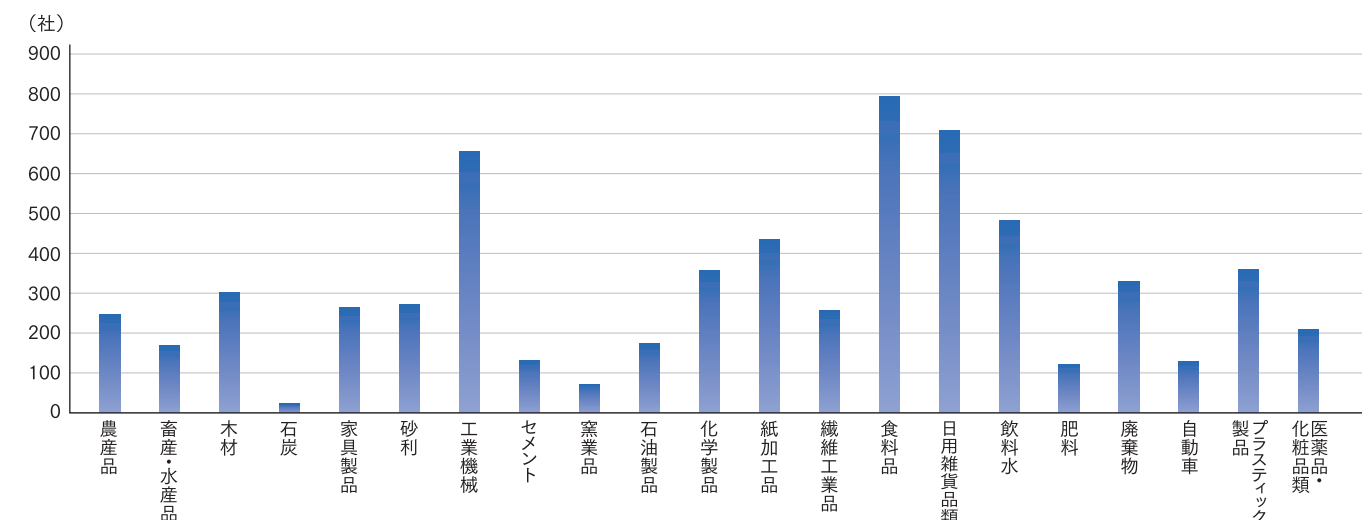
Q.2 貴社の事業用トラックの車両数を教えてください(トレーラーを除く)



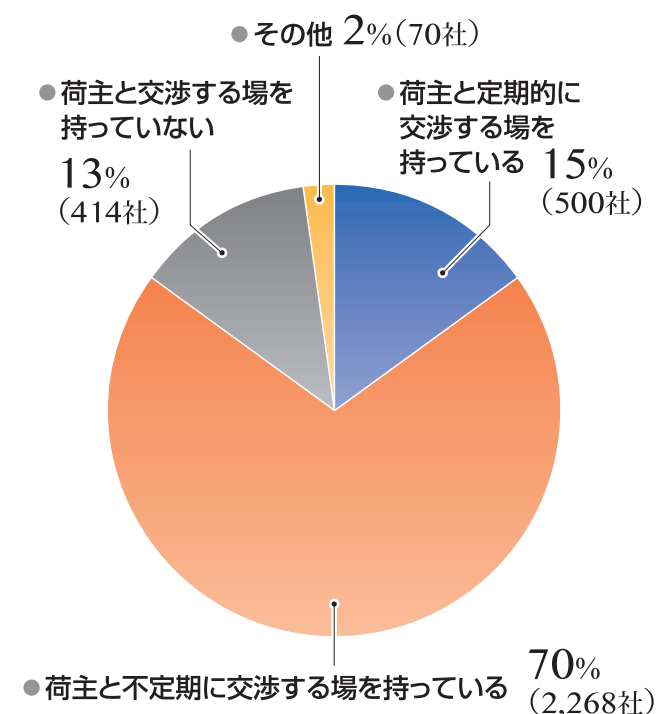
Q.3 貴社と取引のある荷主はおよそ何社ですか



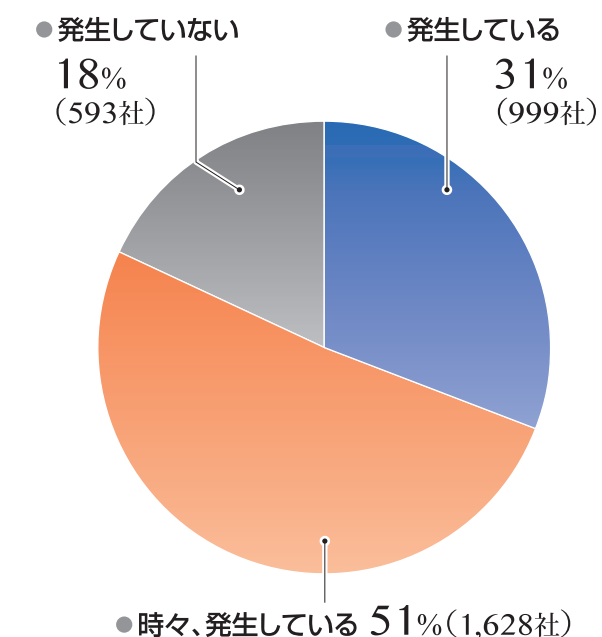
Q.4 貴社の主な輸送品目をお選びください(複数選択可)



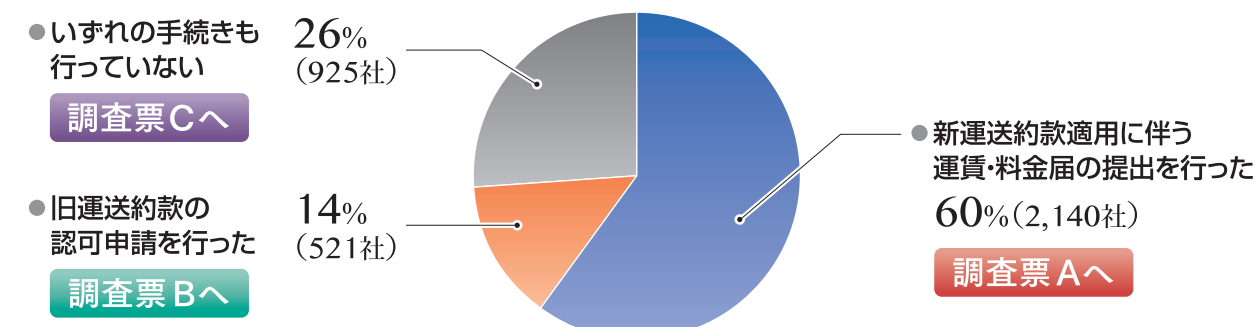
Q.5 運賃・料金について荷主と交渉する場はありますか



Q.6 貴社において待機時間は発生していますか

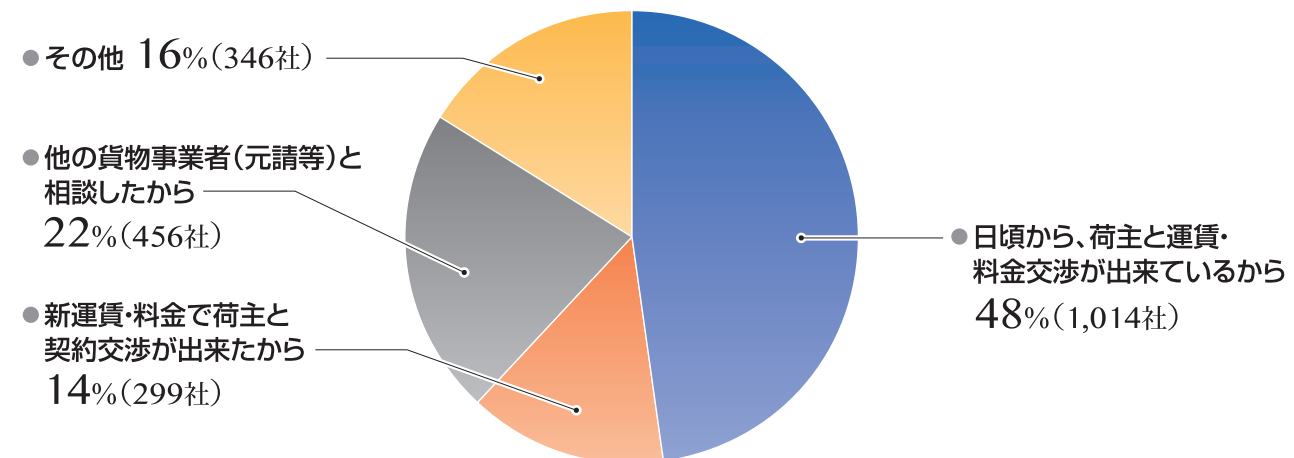


新運送約款適用に伴う運賃・料金属または、旧運送約款変更認可申請のいずれかの手続きをされましたか

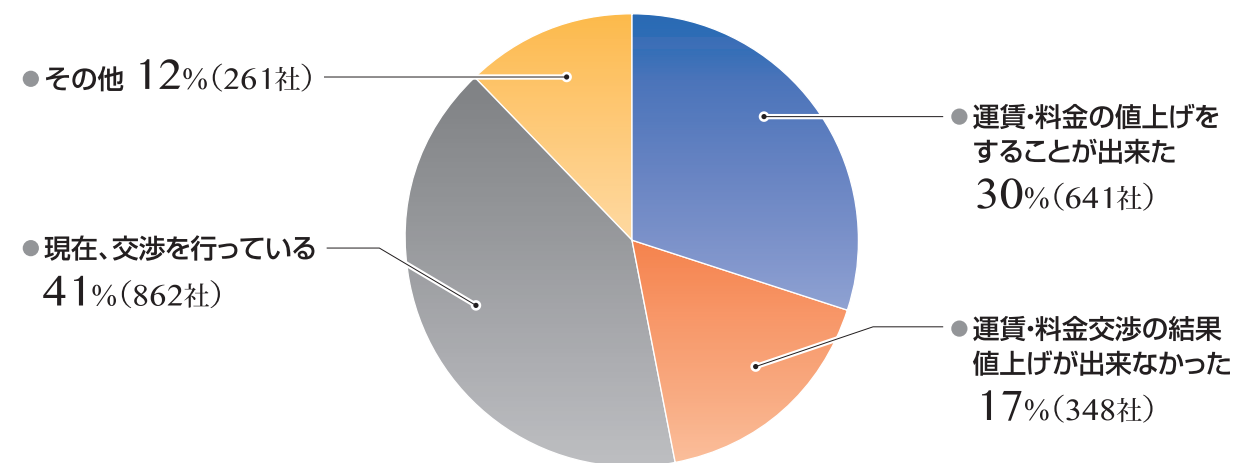


【調査票A】新運賃・料金届出事業者調査票

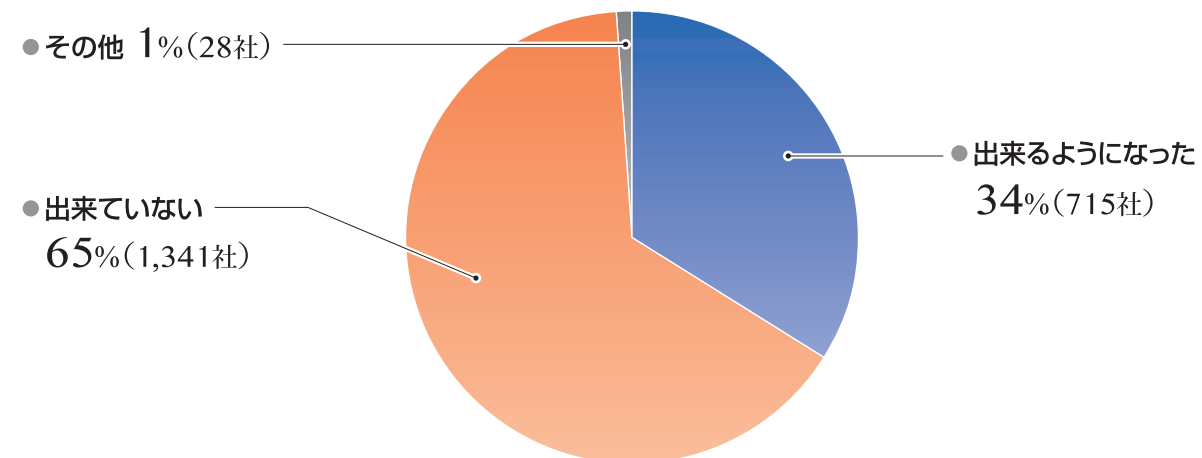
Q.1 新運送約款(新運賃・料金届出)にしようとしたのは何故ですか



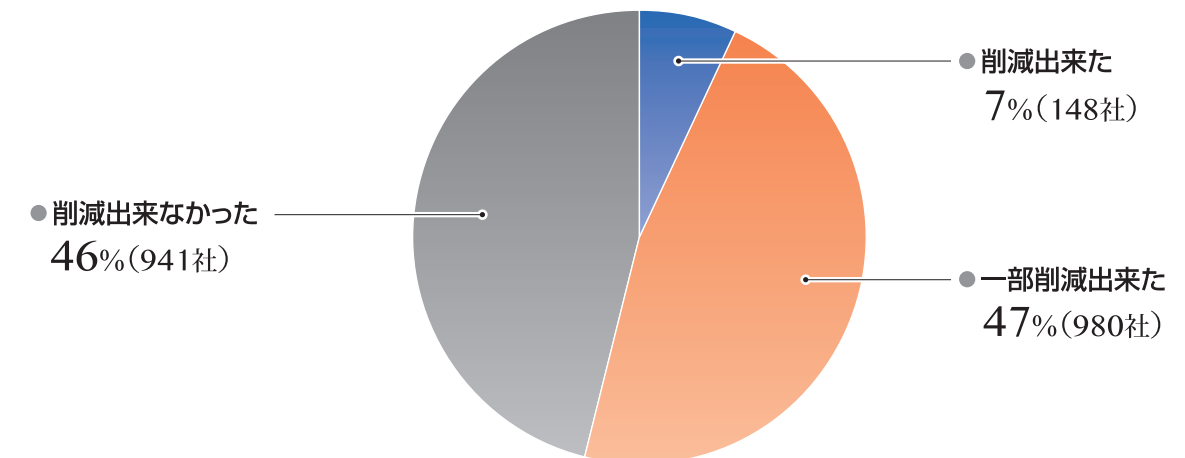
Q.2 荷主との交渉の結果、運賃・料金の値上げが出来ましたか



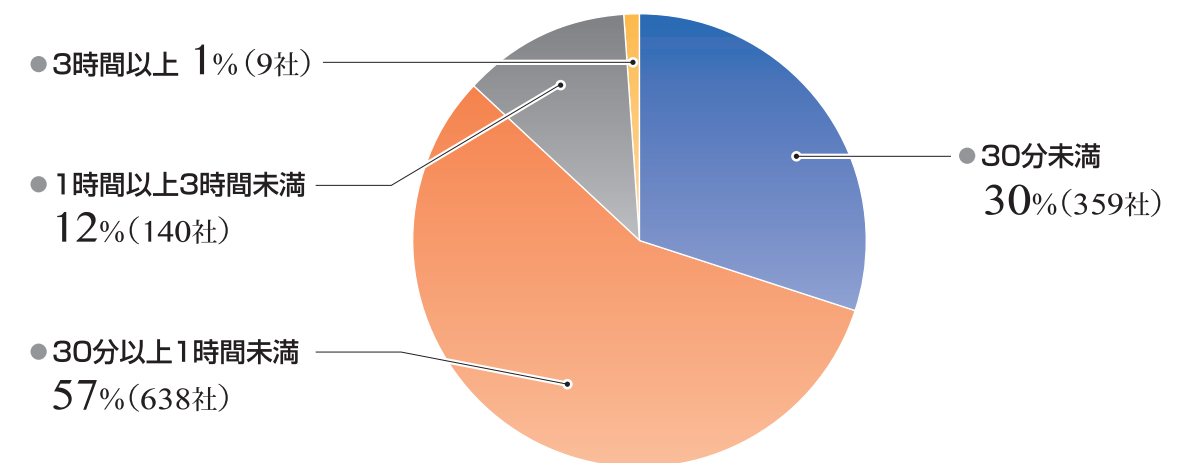
Q.3 新運送約款の適用により、待機料金、積込料又は取卸料及び附帯料金は収受出来ましたか



Q.4 新運送約款の適用により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか

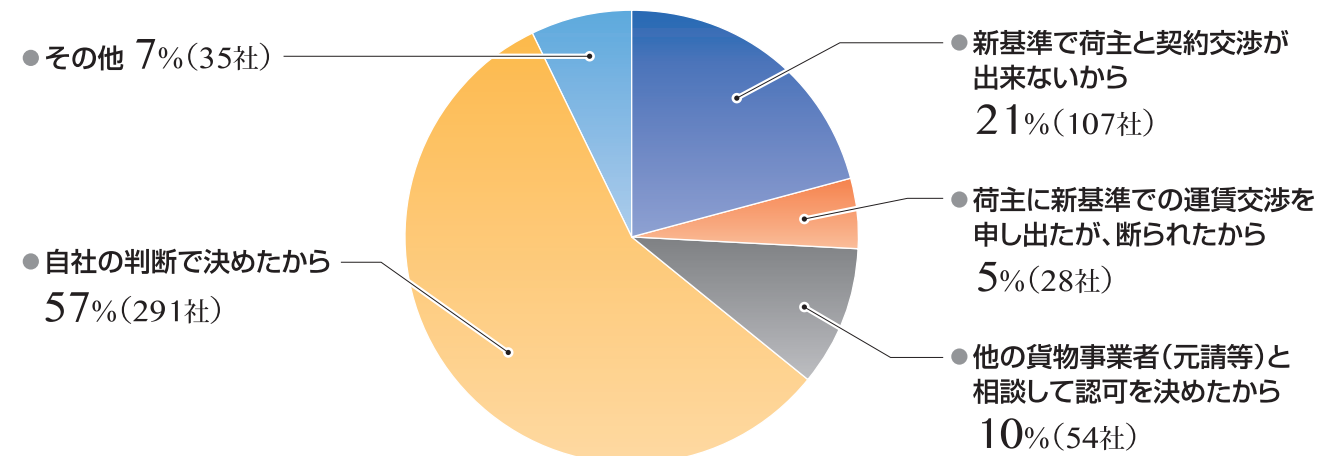


Q.5 Q.4で「●削減出来た」又は「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか

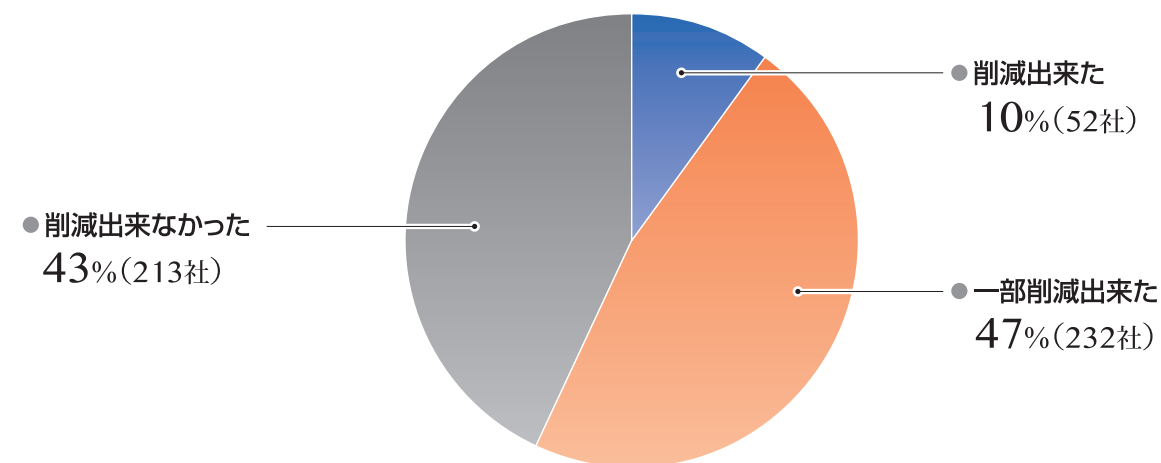


【調査票B】旧運送約款認可申請事業者調査票

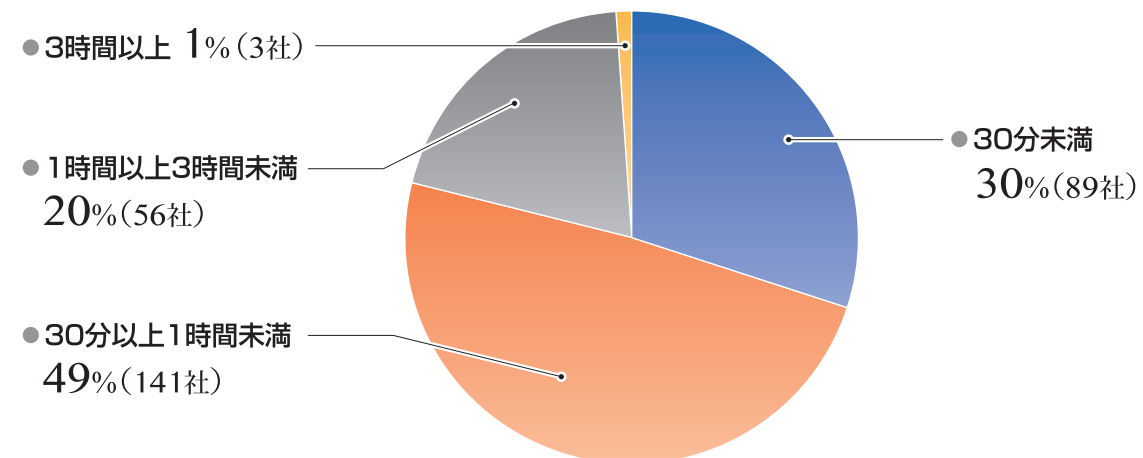
Q.1 なぜ旧運送約款で認可申請を提出したのか



Q.2 旧運送約款を適用する事により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか

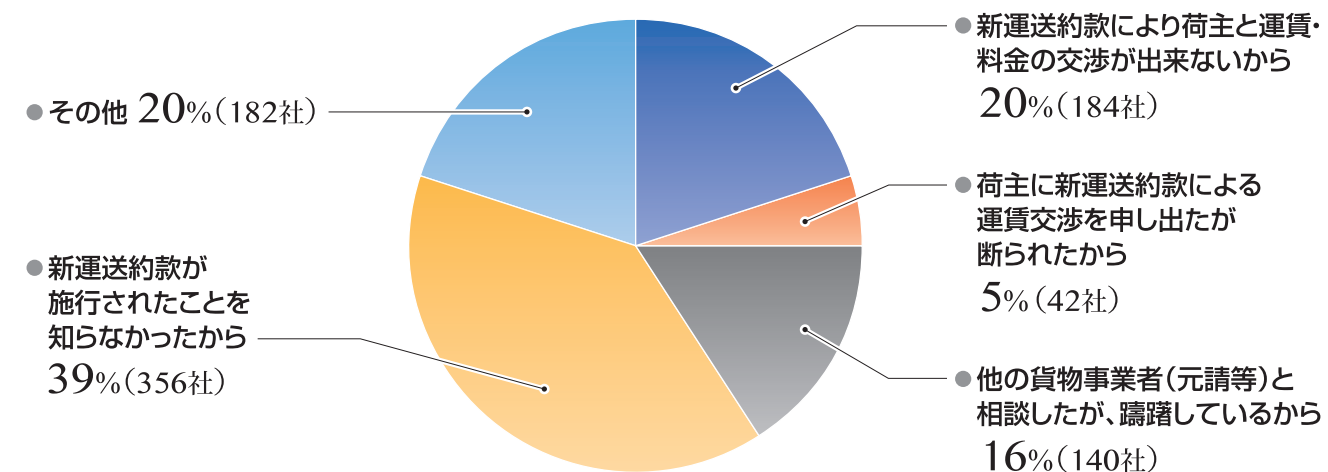


Q.3 Q.2で「●削減出来た」及び「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか

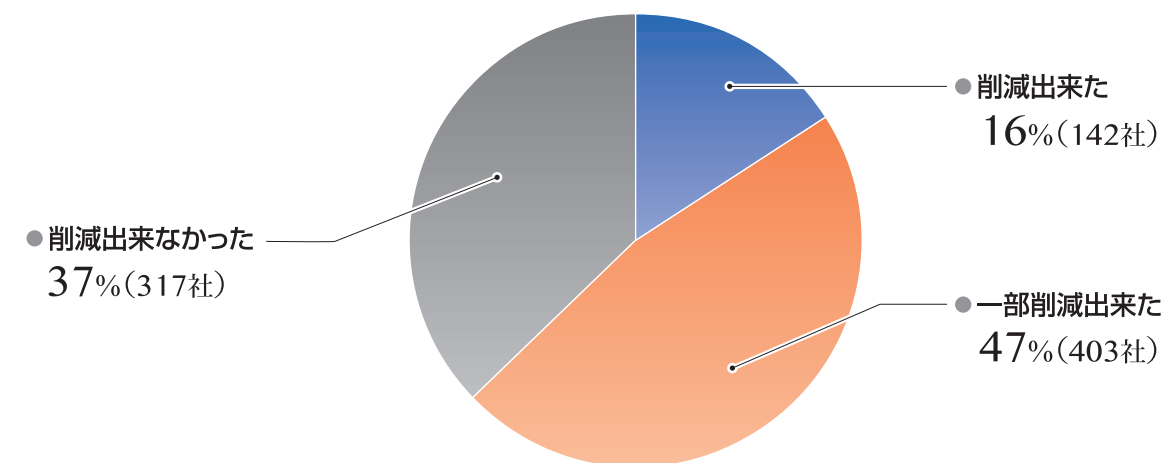


【調査票C】新運賃・料金属または旧運送約款認可申請書未提出事業者調査票

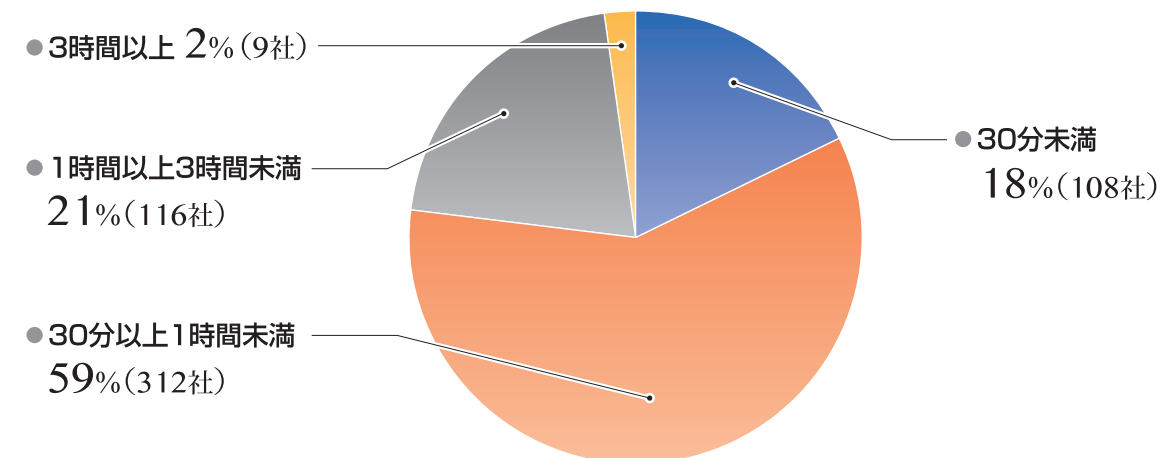
Q.1 なぜ、新運賃・料金属または旧運送約款認可申請を行わなかったのか



Q.2 新運賃・料金属出又運送約款認可申請を提出されておられませんが運転者の勤務時間は削減出来ましたか



Q.3 Q.2で「●削減出来た」及び「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか



運送約款改正に伴うアンケート調査

滋賀県版

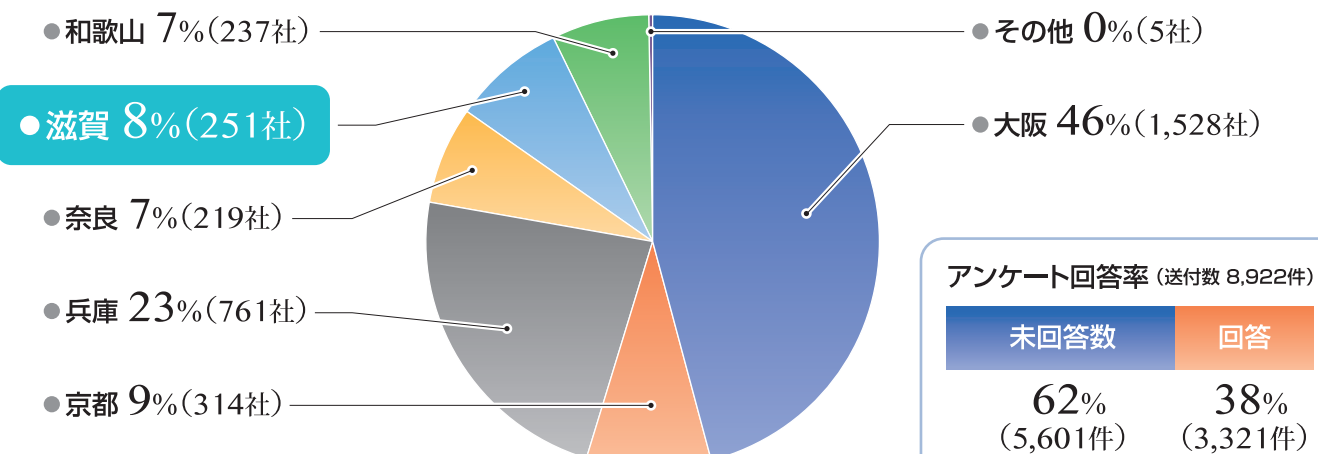


トラック輸送における取引環境・労働時間改善

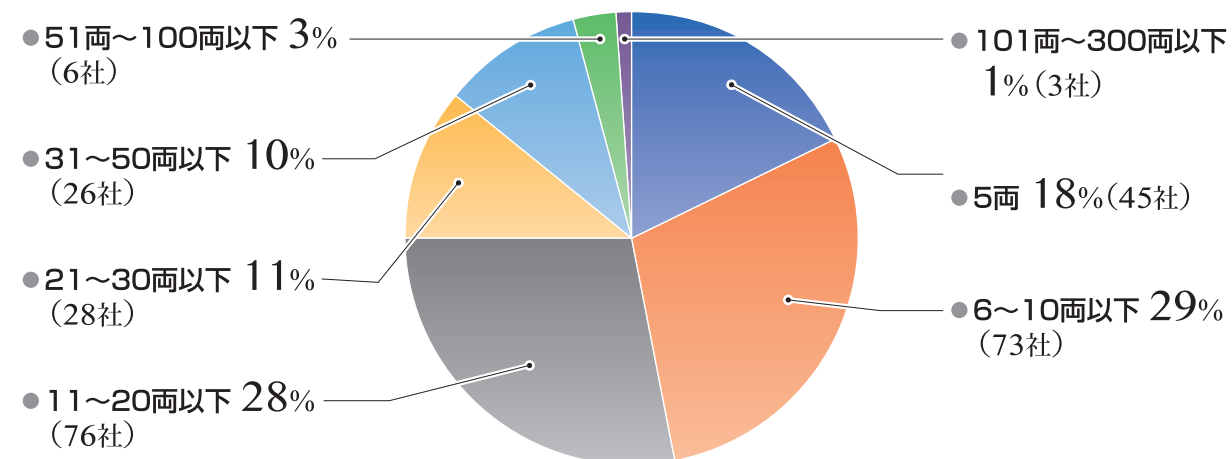
滋賀県地方協議会

【調査票】 共通編

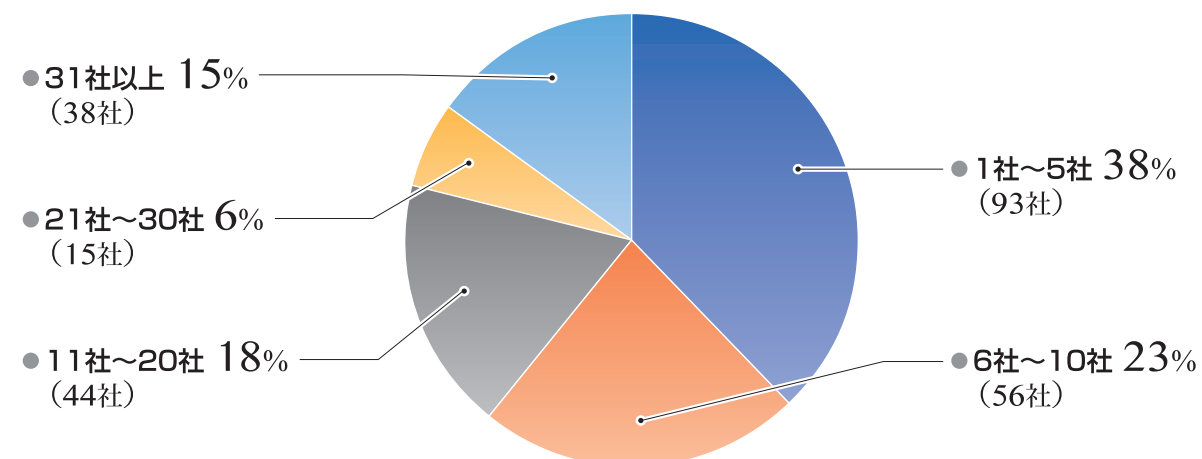
Q.1 アンケートを受けとられた府県を教えてください(2府4県別運送事業者数とアンケート回答率)



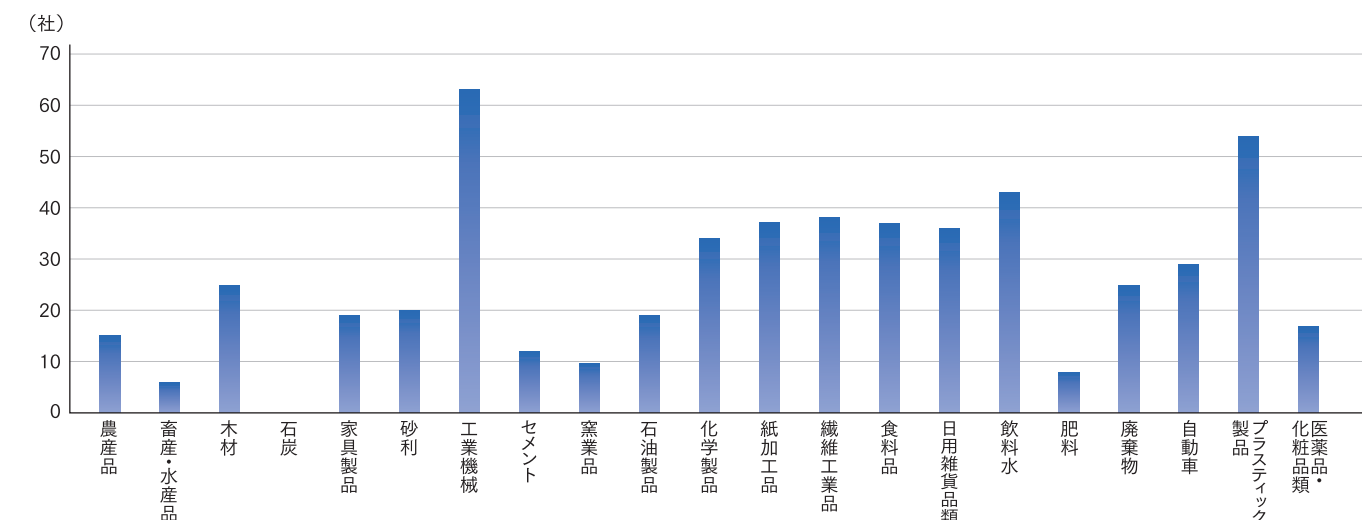
Q.2 貴社の事業用トラックの車両数を教えてください(トレーラーを除く)



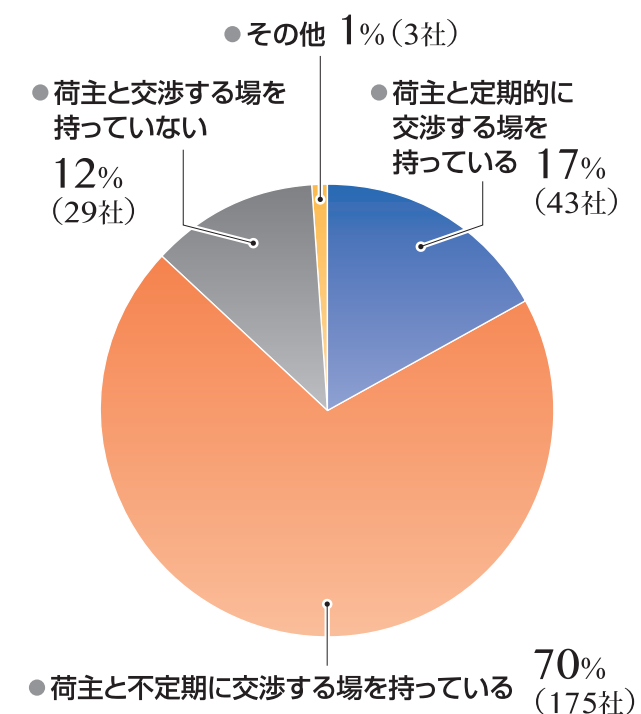
Q.3 貴社と取引のある荷主はおよそ何社ですか



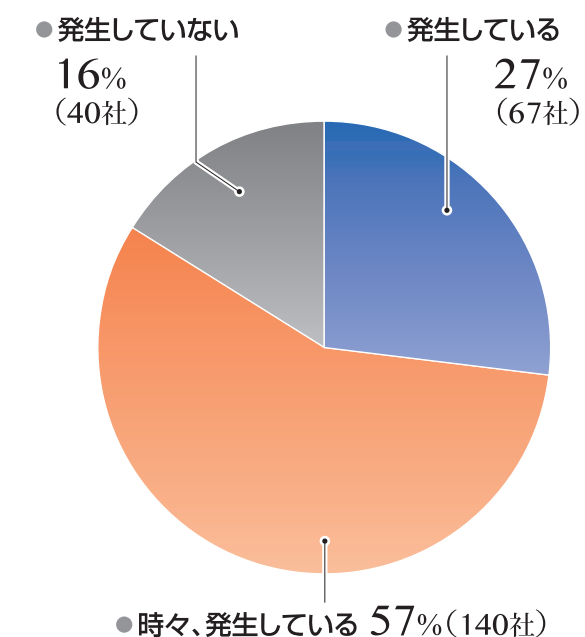
Q.4 貴社の主な輸送品目をお選びください(複数選択可)



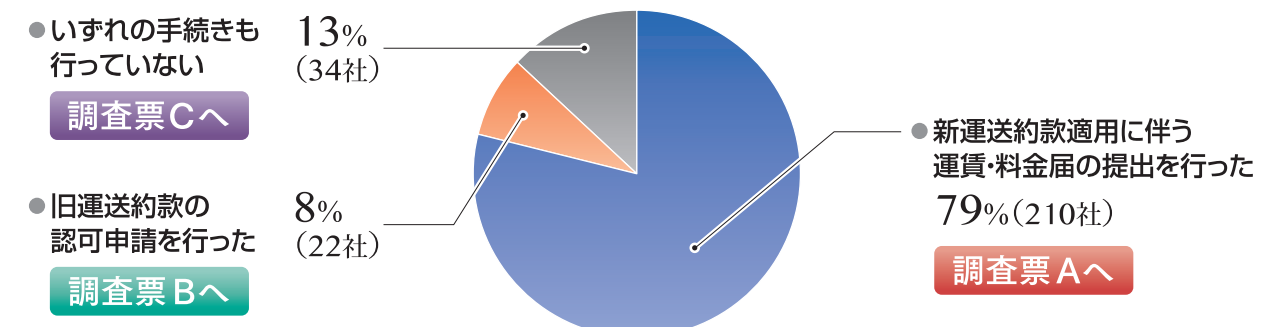
Q.5 運賃・料金について荷主と交渉する場はありますか



Q.6 貴社において待機時間は発生していますか

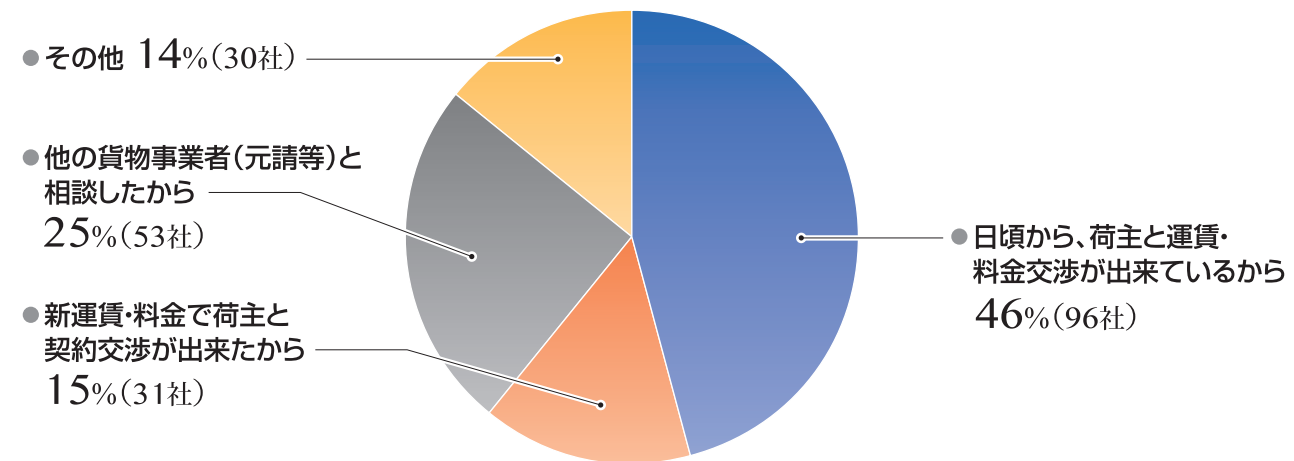


新運送約款適用に伴う運賃・料金属または、旧運送約款変更認可申請のいずれかの手続きをされましたか

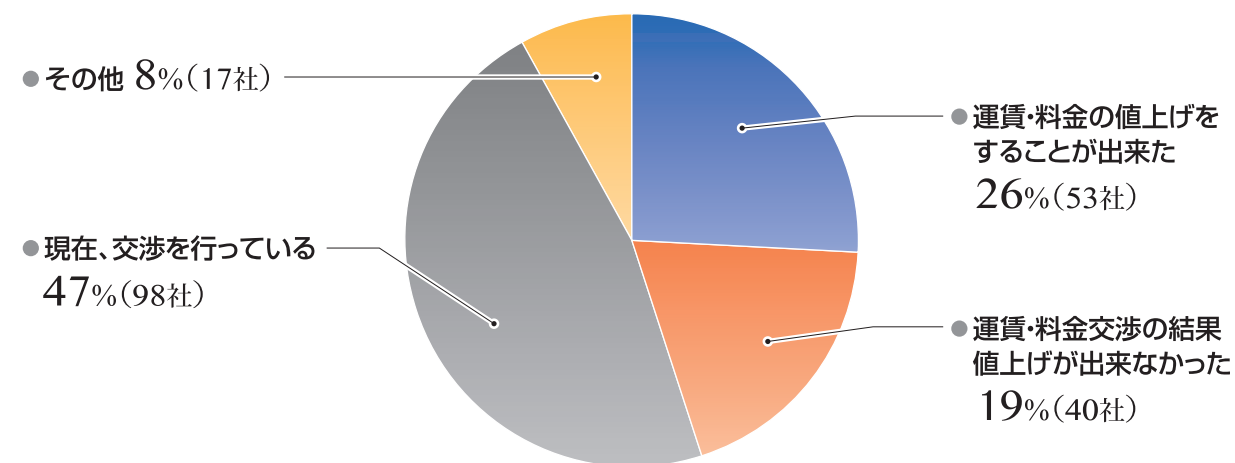


【調査票A】新運賃・料金届出事業者調査票

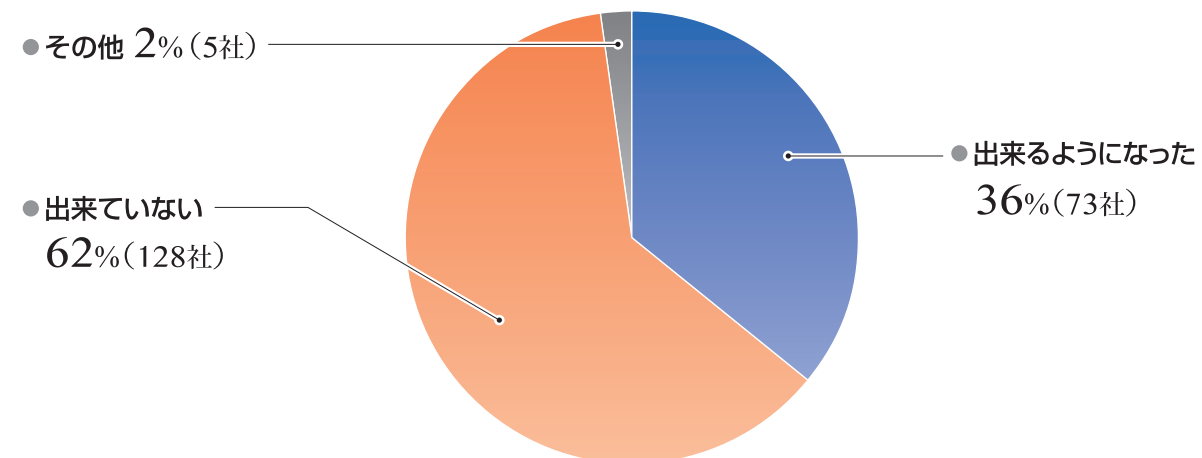
Q.1 新運送約款(新運賃・料金届出)にしようとしたのは何故ですか



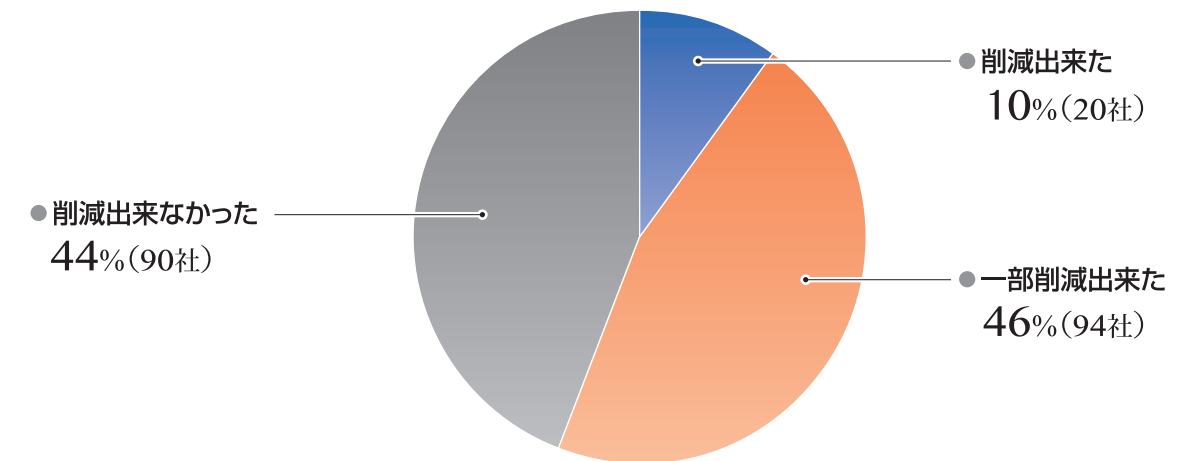
Q.2 荷主との交渉の結果、運賃・料金の値上げが出来ましたか



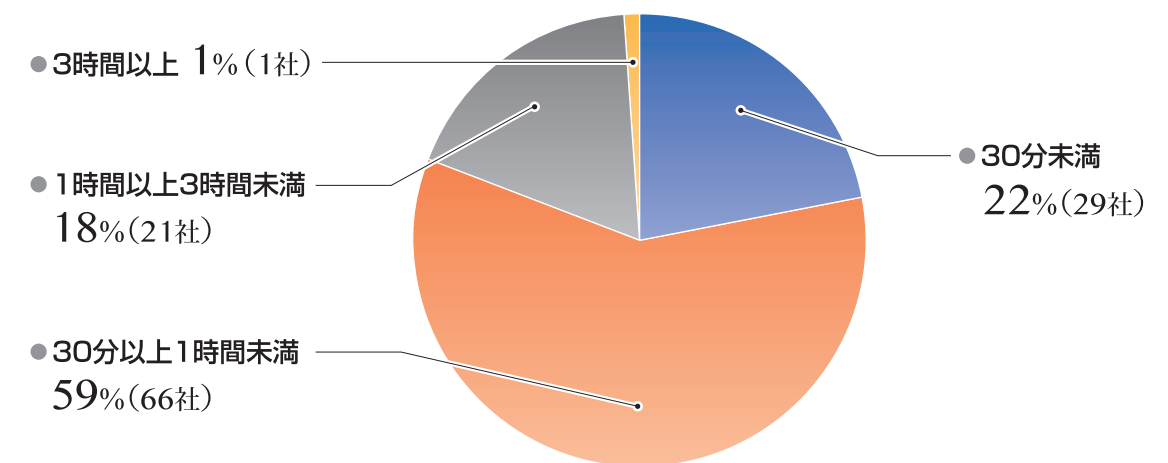
Q.3 新運送約款の適用により、待機料金、積込料又は取卸料及び附帯料金は収受出来ましたか



Q.4 新運送約款の適用により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか

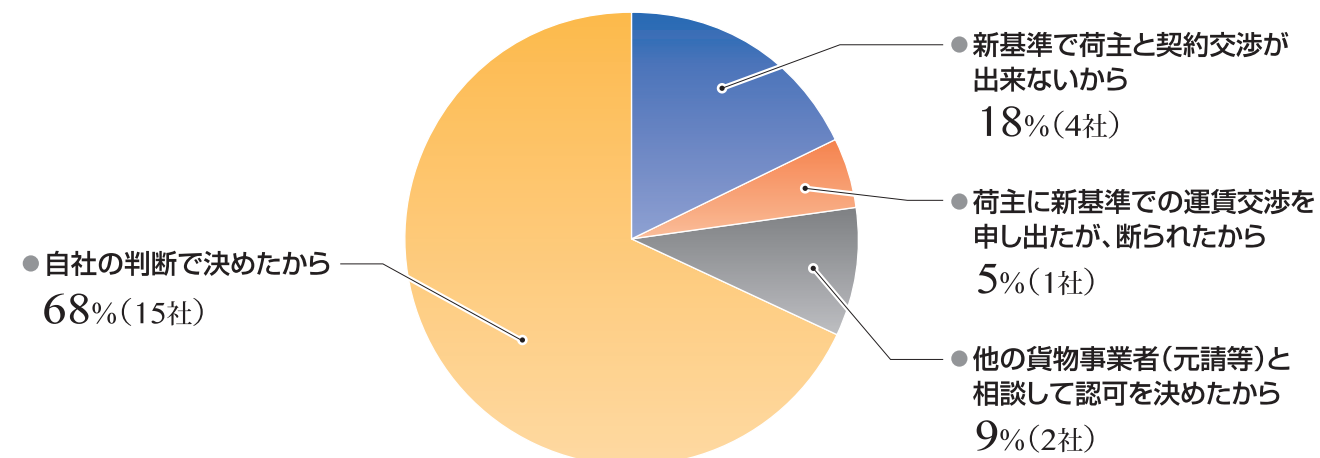


Q.5 Q.4で「●削減出来た」又は「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか

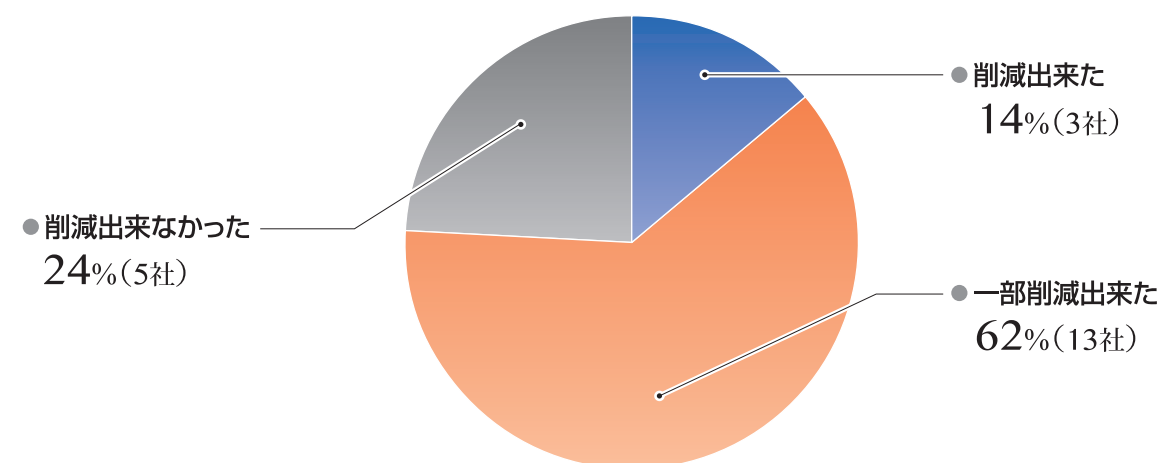


【調査票B】旧運送約款認可申請事業者調査票

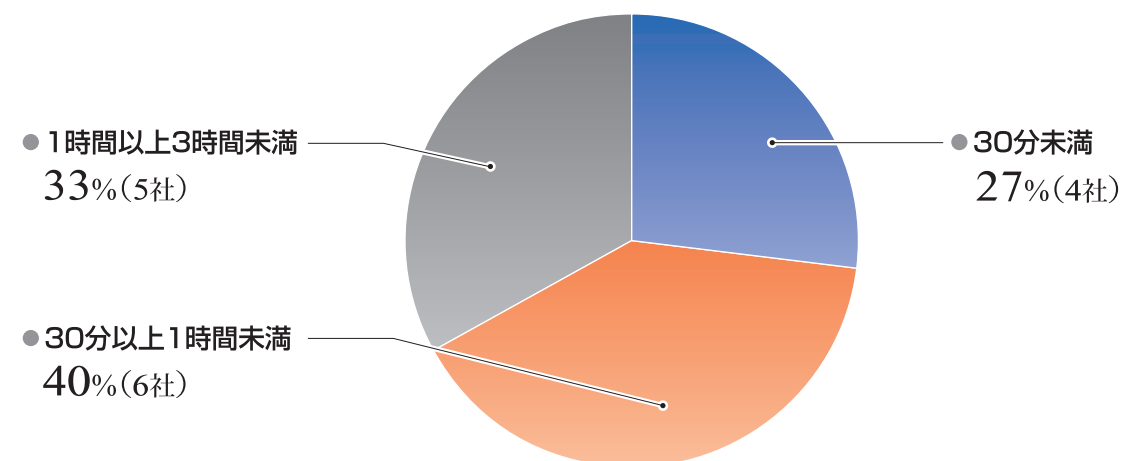
Q.1 なぜ旧運送約款で認可申請を提出したのか



Q.2 旧運送約款を適用する事により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか

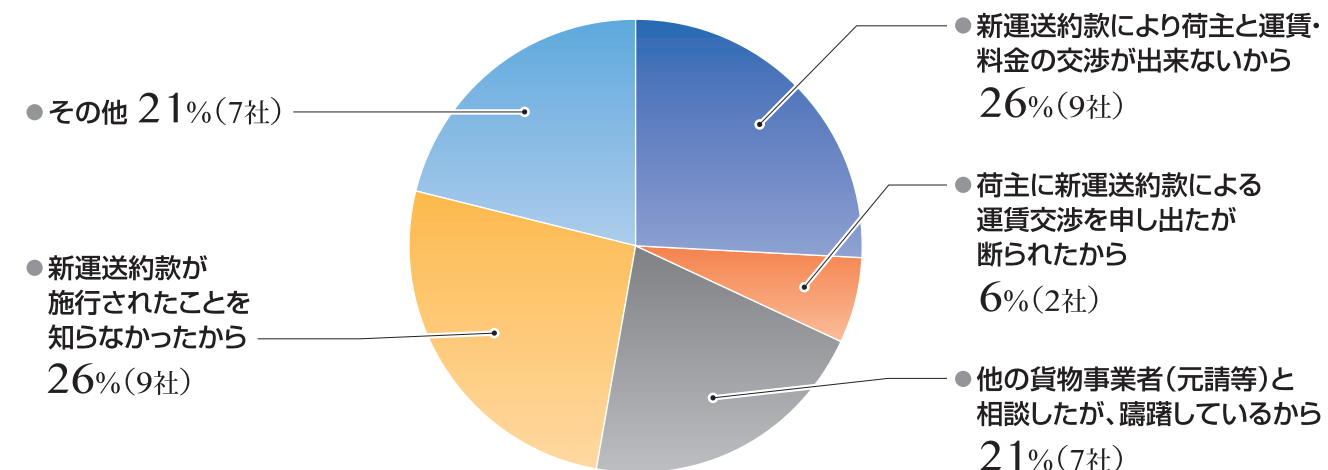


Q.3 Q.2で「●削減出来た」及び「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか

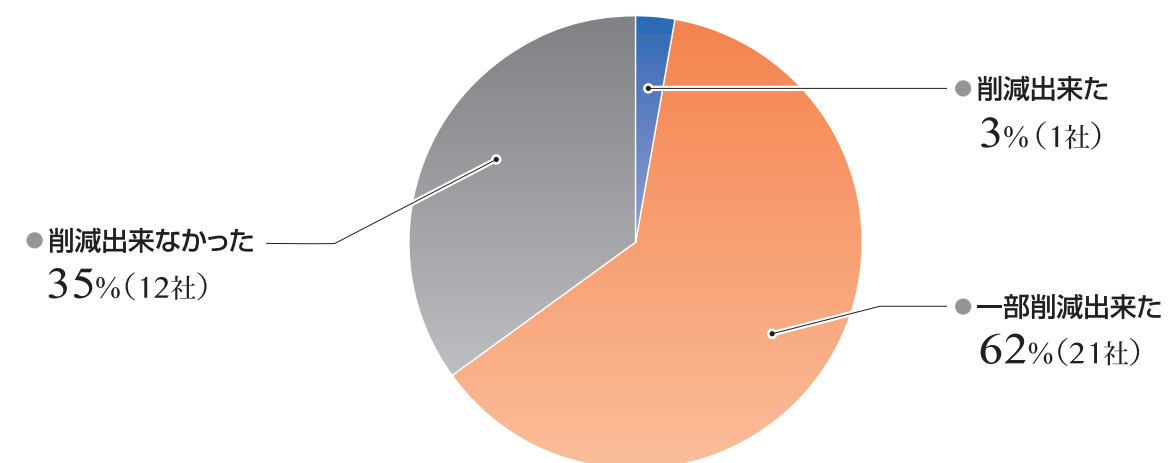


【調査票C】新運賃・料金属または旧運送約款認可申請書未提出事業者調査票

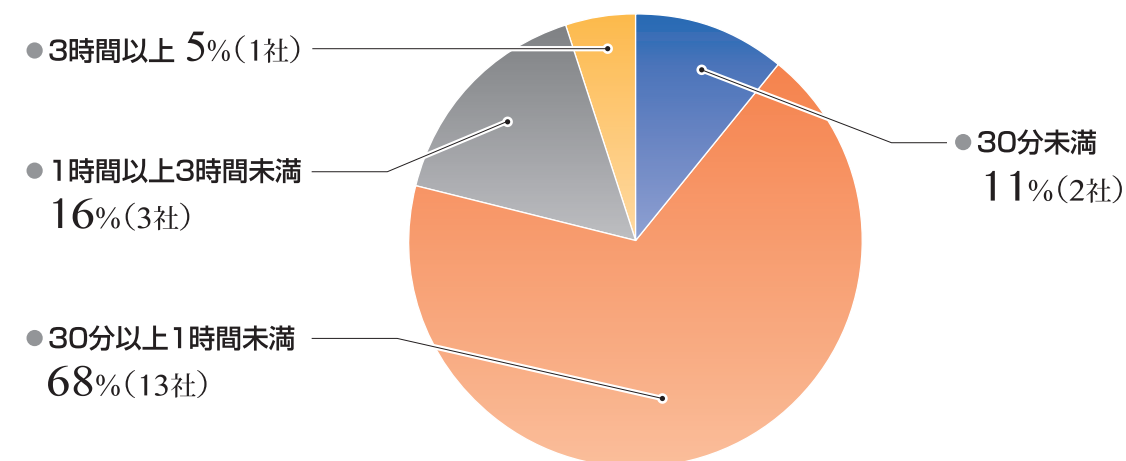
Q.1 なぜ、新運賃・料金属または旧運送約款認可申請を行わなかったのか



Q.2 新運賃・料金属出又運送約款認可申請を提出されておられませんが運転者の勤務時間は削減出来ましたか



Q.3 Q.2で「●削減出来た」及び「●一部削減出来た」を回答された事業者様について1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか



新運賃料金属出事業者			27事業者から回答
車両数	取引荷主	輸送品目	自由記述
6～10両	1～5社	石油製品、化学製品、他	荷主さんと交渉の最中ではありますが、中々先方さんもお金にはシビアであります。今後事を進めていかなければと思っております。
11～20両	1～5社	食料品、機械、他	荷主との交渉は時間がかかりなかなか応じてくれない。根気よく交渉している所です。
31～50両	31社以上	工業機械、紙加工品、他	大手運送会社の新運送約款の適用例を出して欲しい。まったく動いてない感があり前に進みにくい。
11～20両	11～20社	木材、家具製品、他	難しい！！
5両	1～5社	家具製品	下請け業者にこんなアンケートをとるより荷主に対してもっと効果のあることをしてほしい。中小企業は法規制で何もできません。
21～30両	6～10社	粉末消石灰、炭酸カルシウム	荷主に対して、運賃の適切な強化をしてほしい。
21～30両	31社以上	木材	荷主と積入作業待機時間に付いて改善を常に訴えてるので改善でもなければ料金でもって戻してもらうか、他の業者を探す様に正式に文章で要請しているところです。ただ急に止めるのはあまりにも無責任な事だと思うので、段階的に期限を決めて進めていきます。
6～10両	6～10社	畜産水産品。食料品	今後も気長に交渉していきたいです。
11～20両	1～5社	工業住宅製品	荷物取扱いの料金交渉。
11～20両	31社以上	窯業品。石油製品、他	大手運送会社の集配業務にかかる代理店を営む
5両	6～10社	プラスチック製品	当社は事業用トラックを所有しているが、現状では運賃を収受して請負っている運送はなく、自社製品(製品の販売及び材料の仕入)の運送である。
11～20両	1～5社	繊維工業品、建設資材、パイプ	まだまだ荷主の意識が低いように感じられる。
5両	6～10社	自動車	当社の運輸体系が特殊なため、アンケート内容に合致しにくい。
6～10両	6～10社	農産品、工業機械、他	待機時間や運転手に荷役をさせることにに対して別途費用がかかるということを荷主側がしっかり把握できていないのではないかと思う。荷主側への規制や指導が必要だと思う。
5両	1～5社	砂利、廃棄物	貸切なので待機料金、積込料金など含まれています
11～20両	6～10社	紙加工品、繊維工業品、他	荷主様（元請）の運賃支払いについての理解度が低いと感じているが、今後も運輸支局様のご協力をお願いいたします。
6～10両	1～5社	砂利、工業機械、他	10tダンプの営業ナンバーと白ナンバーが今だ整理されず運送業違反が存在している 行政の指導をお願いします。
11～20両	11～20社	木材。工業機械	長年全ての料金を運賃に含めていたのでなかなか変化しにくい。勧告だけでは荷主は動かない。待機と休憩の境界が曖昧。現場においてドライバーが追加作業等を断りにくい状況がある。（荷主にとっての客であるため）
11～20両	1～5社	工業機械、紙加工品、他	附帯作業の範囲、作業料、待機時間料の明確化 卸し先の待機時間についての責任の明確化など 社会情勢、周辺同業他社の運賃を踏まえた運賃設定の交渉
5両	1～5社	自動車	新運送約款適用で認可申請を行った
5両	1～5社	紙加工品、電線	運賃の交渉など全く聞く耳をもってもらえず、待機料金、積込料等は、「お金は払うので全てしてくれ」と言われる始末。「拘束時間の縛りがあるので」と伝えても、全く対応してもらえない。それが現状です。運送会社が真面目に頑張っても荷主さんに危機感がないので、運送ドライバーがしんどい思いをしています。大事なドライバーさん達を守る為にももっと！もっと！ご尽力いただきたいと思います。 ◎支局の方どうぞよろしくお願い致します。
21～30両	6～10社	繊維工業品、プラスチック製品	法律で決めてもらわないと待機料・積込料をもらう荷主の商品が売れなくなる。→仕事なくなる。いらないと言う荷主の商品が売れる。←ブラックの勝ちになる
21～30両	31社以上	石油製品、化学製品	色々な資料を元に荷主さんに対して交渉はしているがまだまだ結果に繋がらない
6～10両	6～10社	家具製品、電化製品、他	◎できた・できなかったの設問がありますがまだまだこれからだと思います。 ◎「帰り便だからお値打ちに…」という意識を我々も、荷主様も解消していかなければ…。 ◎着先での待機時間については発荷主様へも着荷主様へも交渉したい

新運賃料金届出事業者			27事業者から回答
車両数	取引荷主	輸送品目	自由記述
11～20両	1～5社	砂利	従来から営業時間が8:00～17:00 8Hであり、待ち時間とうで残業になることはほぼありません。
6～10両	11～20社	工業機械、石油製品、他	見境なく値下げをして客取りする業者は後を絶たない為絶対的な法律であっても無理では？
6～10両	1～5社	農産品	荷主と交渉中だが、他の業者へ変更されるリスクもある。 料金を払わない罰則があるというように荷主にリスクを負担してほしい。 1C/S10円という運賃なんてザラにある。それをどうやって、経費にペイすれば良いのか…最低料金も明示してほしい。

旧約款認可申請事業者			4事業者から回答
車両数	取引荷主	輸送品目	自由記述
6～10両	21～30社	畜産水産品、工業機械等	人件費と燃料費で交渉を行う
11～20両	6～10社	危険物	運賃及び作業料の値上げ
6～10両	6～10社	セメント	通常の運賃の底上げ交渉予定
11～20両	1～5社	農産品、木材、他	グループの親会社と荷主様の交渉に準じる。

新運賃・料金届出、旧約款認可申請の手続きを行っていない事業者			6事業者から回答
車両数	取引荷主	輸送品目	自由記述
21～30両	31社以上	繊維工業品、建築資材、店舗什器他	行政から運送業者に指導をしても無理だと思います。 荷主に働きかけて致かないと何も変わりません。（待機料の意識もありません。） 関西圏から翌日着で九州や東北や、翌日着朝イチ着関東等でも高速料金さえ頂けないのが現状です。どうぞ荷主の方へ指導も検討申し上げます。
5両	1～5社	紙加工品、電子部品	元請からの指示通り
6～10両	1～5社	繊維工業品、食料品、他	今後ガンバッテ行きます。いろいろ改正して行くようにします。
11～20両	1～5社	自動車	価格については荷主様への通達をしっかりとってほしい。このようなアンケートがきていますと問い合わせしましたら、荷主様は全く知りませんでした。これでは一方的な事でいつもお世話になっております。実効は出ないのではないかと。
6～10両	11～20社	鉄スクラップ	現状交渉する予定はありません。
5両	0(不特定)	自動車	自社は仕事が、小型自動車の故障車又は事故車で自走出来ない車両を搬送する業務で有るために、新運賃・料金届は必要を感じない。車両を搬送するサービス業ですので！

	車両数	取引荷主	輸送品目	輸送品目	輸送品目	輸送品目	その他輸送品目	自由記述欄
旧約款	6～10両	21～30社	畜産水産品	工業機械	日用雑貨品類	飲料水		人件費と燃料費で交渉を行う
旧約款	11～20両	6～10社					危険物	運賃及び作業料の値上げ
旧約款	6～10両	6～10社	セメント					通常の運賃の底上げ交渉予定
旧約款	11～20両	1～5社	農産品	木材	紙加工品	繊維工業品、他		グループの親会社と荷主様の交渉に準じる。
届出者	6～10両	1～5社	石油製品	化学製品	紙加工品	繊維工業品、他		荷主さんと交渉の最中ではありますが、中々先方さんもお金にはシビアであります。今後事を進めていかなければと思っております。
届出者	11～20両	1～5社	食料品	日用雑貨品類	飲料水		機械	荷主との交渉は時間がかかりなかなか応じてくれない。根気よく交渉している所です。
届出者	31～50両	31社以上	工業機械	紙加工品	食料品			大手運送会社の新運送約款の適用例を出して欲しい。まったく動いてない感があり前に進みにくい。
届出者	11～20両	11～20社	木材	家具製品	紙加工品	飲料水		難しい！！
届出者	5両	1～5社	家具製品					下請け業者にこんなアンケートをとるより荷主に対してもっと効果のあることをしてほしい。中小企業は法規制で何もできません。
届出者	21～30両	6～10社					粉末消石灰、炭酸カルシウム	荷主に対して、運賃の適切な強化をしてほしい。
届出者	21～30両	31社以上	木材					荷主と積入作業待機時間に付いて改善を常に訴えてるので改善でもなければ料金でもって戻してもらうか、他の業者を探す様に正式に文章で要請しているところ です。ただ急に止めるのはあまりにも無責任な事だと思うので、段階的に期限を決めて進めていきます。
届出者	6～10両	6～10社	畜産水産品	食料品				今後も気長に交渉していきたいです。
届出者	11～20両	1～5社					工業住宅製品	荷物取扱いの料金交渉。
届出者	11～20両	31社以上	窯業品	石油製品	繊維工業品	医薬品化粧品類		大手運送会社の集配業務にかかる代理店を営む
届出者	5両	6～10社	プラスチック製品					当社は事業用トラックを所有しているが、現状では運賃を収受して請負っているいる運送はなく、自社製品(製品の販売及び材料の仕入)の運送である。
届出者	11～20両	1～5社	繊維工業品				建設資材、パイプ	まだまだ荷主の意識が低いように感じられる。
届出者	5両	6～10社	自動車					当社の運輸体系が特殊なため、アンケート内容に合致しにくい。
届出者	6～10両	6～10社	農産品	工業機械	日用雑貨品類	飲料水		待機時間や運転手に荷役をさせることにに対して別途費用がかかるということを荷主側がしっかり把握できていないのではないかと思う。荷主側への規制や指導 が必要だと思う。
届出者	5両	1～5社	砂利	廃棄物				貸切なので待機料金、積込料金など含まれています
届出者	11～20両	6～10社	紙加工品	繊維工業品	食料品	飲料水		荷主様（元請）の運賃支払いについての理解度が低いと感じているが、今後も運輸支局様のご協力をお願いいたします。
届出者	6～10両	1～5社	砂利	工業機械	廃棄物			10tダンプの営業ナンバーと白ナンバーが今だ整理されず運送業違反が存在している 行政の指導をお願いします。
届出者	11～20両	11～20社	木材	工業機械				長年全ての料金を運賃に含めていたの でなかなか変化しにくい。勧告だけでは荷主は動かない。待機と休憩の境界が曖昧。現場においてドライバーが追加作業 等を断りにくい状況がある。（荷主にとっての客であるため）
届出者	11～20両	1～5社	工業機械	紙加工品	プラスチック製品			附帯作業の範囲、作業料、待機時間料の明確化 卸し先の待機時間についての責任の明確化など 社会情勢、周辺同業他社の運賃を踏まえた運賃設定の交渉
届出者	5両	1～5社	自動車					新運送約款適用で認可申請を行った
届出者	5両	1～5社	紙加工品				電線	運賃の交渉など全く聞く耳をもってもらえず、待機料金、積込料等は、「お金は払うので全てしてくれ」と言われる始末。「拘束時間の縛りがあるので」と伝 えても、全く対応してもらえない。それが現状です。運送会社が真面目に頑張っても荷主さんに危機感がないので、運送ドライバーがしんどい思いをしていま す。大事なドライバーさん達を守る為にももっと！もっと！ご尽力いただきたいと思います。 ◎支局の方にごどうぞよろしくお願い致します。
届出者	21～30両	6～10社	繊維工業品	プラスチック製品				法律で決めてもらわないと待機料・積込料をもらう荷主の商品が売れなくなる。→仕事なくなる。いらないと言う荷主の商品が売れる。←ブラックの勝ちに なる
届出者	21～30両	31社以上	石油製品	化学製品	紙加工品	プラスチック製品		色々な資料を元に荷主さんに対して交渉はしているがまだまだ結果に繋がらない
届出者	6～10両	6～10社	家具製品	日用雑貨品類	医薬品化粧品類		電化製品	◎できた・できなかったの設問がありますがまだまだこれからだと思います。 ◎「帰り便だからお値打ちに…」という意識を我々も、荷主様も解消していかなければ…。 ◎着先での待機時間については発荷主様へも着荷主様へも交渉したい
届出者	11～20両	1～5社	砂利					従来から営業時間が8:00～17:00 8Hであり、待ち時間とうで残業になることはほぼありません。
届出者	6～10両	11～20社	工業機械	石油製品	化学製品	繊維工業品、他		見境なく値下げをして客取りする業者は後を絶たない為絶対的な法律であっても無理では？
届出者	6～10両	1～5社	農産品					荷主と交渉中だが、他の業者へ変更されるリスクもある。 料金を払わない罰則があるというように荷主にリスクを負担してほしい。1C/S10円という運賃なんてザラにある。それをどうやって、経費にペイすれば良いの か…最低料金も明示してほしい。
未提出	21～30両	31社以上	繊維工業品	日用雑貨品類	プラスチック製品	医薬品化粧品類	建築資材,店舗什器他	行政から運送業者に指導をしても無理だと思います。 荷主に働きかけて致かないと何も変わりません。（待機料の意識もありません。） 関西圏から翌日着で九州や東北や、翌日着朝イチ着関東等でも高速料金さえ頂けないのが現状です。どうぞ荷主の方へ指導も検討申し上げます。
未提出	5両	1～5社	紙加工品				電子部品	元請からの指示通り
未提出	6～10両	1～5社	繊維工業品	食料品	プラスチック製品			今後ガンバッテ行きます。いろいろ改正して行くようにします。
未提出	11～20両	1～5社	自動車					価格については荷主様への通達をしっかりとってほしい。このようなアンケートがきていますと問い合わせしましたら、荷主様は全く知りませんでした。これ では一方的な事でいつもお世話になっております。実効は出ないのではないか。
未提出	6～10両	11～20社					鉄スクラップ	現状交渉する予定はありません。
未提出	5両	0(不特定	自動車					自社は仕事が、小型自動車の故障車又は事故車で自走出来ない車両を搬送する業務で有るために、新運賃・料金属は必要を感じない。車両を搬送するサービス 業ですので！

回	共通Q1	共通Q2	共通Q3	共通Q4	共通Q4 その他	共通Q5	共通Q6	調査票A-1	調査票A-1 その他	調査票A-2	調査票A-2 その他	調査票A-3	調査票A-4	調査票A-5	調査票B-1	調査票B-1 その他	調査票B-2	調査票B-3	調査票C-1	調査票C-1 その他	調査票C-2	調査票C-3	自由記述欄	共通Q4*																		
旧約第	529	道賢	6~10月	1~5社	10,11,12,13,14,15,16,17		不定期	している	1			3					3	0	1			3	0	荷主さんとの交渉の最中でありますが、中々先方さんもお金にはシビアであります。今後事を進めていかなければと思っております。	10	11	12	13	14	15	16	17										
未提出	4	道賢	21~30月	31社以上	13,15,20,21	建築資材,品種什物他	不定期	している											1			2	3	行政から運送業者に指導をしても無理だと思います。 荷主に聞きかけて欲かないと何れ変わりません。(待機料の意識もありません。) 関西圏から翌日着で九州や東北や、翌日着朝イチで関東等でも高送料金さえ頂けないのが現状です。どうぞ荷主の方へ指導も検討申し上げます。	13	15	20	21														
未提出	1962	道賢	5月	1~5社	12	電子部品	なし	時々											1			3	0	完請からの指示通り	12																	
未提出	942	道賢	6~10月	1~5社	13,14,20		定期的	している											2			2	0	今後ガンバって行きませう。いろいろ改正して行くにします。	13	14	20															
未提出	1745	道賢	11~20月	1~5社	19		最初に決めたら何年たっても価格は据え置きです。	している												5		2	2	これを機会に、「機込料」「待機時間料」「取卸料」の請求取します。 価格については荷主様への通達をしっかりとってほしい。このようなアンケートがきていますと問い合わせましたら、荷主様は全く知りませんでした。これは一方的な事でいつもお世話になっております。実効は出ないのではない。	19																	
未提出	2118	道賢	6~10月	11~20社		鉄スクラップ	不定期	しない											5			2	2	運送他との条件に見合う運賃ももっているから。																		
	3275	道賢	5月	0/不特定	19		なし	時々												5			3	0	現状交渉する予定はありません。																	
旧約第	46	道賢	6~10月	21~30社	2,7,15,16		不定期	時々							1		1	3						自社は仕事で、小型自動車の故障車又は事故車で自走出来ない車両を搬送する業務で有るために、新運賃・料金値は必要を感じない。 人件費と燃費費で交渉を行う	19																	
旧約第	79	道賢	11~20月	6~10社		食料物	なし	時々							1		2	1						運賃及び作業料の値上げ	2	7	15	16														
旧約第	98	道賢	11~20月	1~5社	14,15,16	機械	不定期	時々	3			2	2		2									荷主との交渉は時間がかりかなかなか応じてくれない。悩ましく交渉している所です。	14	15	16															
旧約第	54	道賢	6~10月	6~10社	8		定期的	時々							4		2	2						通常の運賃の底上げ交渉予定	8																	
旧約第	2519	道賢	11~20月	1~5社	1,3,12,13,14,15,16,17,20,21		定期的	時々							4		3	0						グループの親会社と荷主様の交渉に事じる。	1	3	12	13	14	15	16	17	20	21								
届出者	78	道賢	31~50月	31社以上	7,12,14		不定期	時々	1			2		3	0									大手運送会社の新運送約款の適用例を出して欲しい。まったく動いてない感じが有り前に進めない。	7	12	14															
届出者	97	道賢	11~20月	11~20社	3,5,12,16		なし	している	1			3	時短のため 労働時間など	2	2	1								難しい！	3	5	12	16														
届出者	484	道賢	5月	1~5社	5		なし	時々	1			1			2	2	1							下請け業者がこんなアンケートをとるより荷主に打ってもっと協業のあることをしてほしい。中小企業は法規制で何もできません。	5																	
届出者	727	道賢	21~30月	6~10社		粉末消石灰、炭酸カルシウム	不定期	時々	1			3			1	2	2							荷主に対して、運賃の適切な強化をしてほしい。																		
届出者	1950	道賢	21~30月	31社以上	3		不定期	時々	1			3		2	3	0								荷主と積入作業待機時間について改善案に訴えてるで改善もなければ料金でも上げて欲しいと、他の業者を採算的に正式に文書で要請しているところですが、ただ急に止めるのはあまりにも無責任な事だとおもうので、段階的に期限を決めて進めていきます。	3																	
届出者	12	道賢	6~10月	6~10社	2,14		不定期	時々	2			2	3		2	3								今後も気長に交渉していきたいです。	2	14																
届出者	55	道賢	11~20月	1~5社		工業住宅製品	不定期	時々	2			1			2	3	0							荷物取扱いの料金交渉。																		
届出者	2461	道賢	11~20月	31社以上	9,10,13,21		不定期	している	2			1			2	3	0							大手運送会社の集配業務にかかる代理店を営む	9	10	13	21														
届出者	92	道賢	5月	6~10社	20		不定期	しない	3			4		0	0	0								当社は事業用トラックを所有しているが、現状では運賃を収受して請負っている運送はなく、自社製品(製品の販売及び材料の仕入)の運送である。	20																	
届出者	329	道賢	11~20月	1~5社	13	建築資材、パイプ	不定期	時々	3			2	2	2										まだまだ荷主の意識が低いように感じられる。	13																	
届出者	546	道賢	5月	6~10社	19		なし	しない	3			3			2	3	0							当社の運搬体系が特殊なため、アンケート内容に合致しにくい。	19																	
届出者	596	道賢	6~10月	6~10社	1,7,15,16		不定期	時々	3			3		2	3	0								待機時間や運転手への荷役をさせることに対して別途費用がかかるということを荷主側がしっかりと把握できていないのではないかなと思う。荷主側の規制や指導が必要でしょう。	1	7	15	16														
届出者	1180	道賢	5月	1~5社	6,18		なし	している	3			2	3	0										貸切なので待機料金、機込料金など含まれています	6	18																
届出者	1264	道賢	11~20月	6~10社	12,13,14,16		不定期	時々	3			2	3	0										荷主様(完請)の運賃支払いについての理解度が低いと感じているが、今後も運輸支障様のご協力をお願いいたします。	12	13	14	16														
届出者	1358	道賢	6~10月	1~5社	6,7,18		定期的	時々	3			1	2	2										10tダンプの営業ナンバーと自ナンバーが今だ整理されず運送業違反が存在している 行政の指導をお願いします。	6	7	18															
届出者	2573	道賢	11~20月	11~20社	3,7		なし	している	3			2	3	0										長年全ての料金を運賃に含めていたのでなかなか変化しにくい。勘定だけでは荷主は動かない。待機と休憩の境界が曖昧。現場においてドライバーが追加作業等を断りにくい状況がある。(荷主にとっての客であるため)	3	7																
届出者	2766	道賢	11~20月	1~5社	7,12,20		不定期	している	3			2	3	0										附帯作業の範囲、作業料、待機時間料の明確化 即し先の待機時間についての責任の明確化など 社会情勢、周辺同業他社の運賃を踏まえた運賃設定の交渉	7	12	20															
届出者	41	道賢	5月	1~5社	19		なし	時々	4			4		0	0	0								新運送約款適用で認可申請を行った	19																	
届出者	256	道賢	5月	1~5社	12	電線	交渉を試みるが対応してもらえない	している	4		日頃から対応してもらえないのであえて提出した			1	3	0								運賃の交渉と多くなく取組をもててもらえず、待機料金、機込料等は、「お金は払うので来てくれ」と言われる他、[拘束時間の縛りがあるの]と、伝えても、全く対応してもらえない。それが現状です。運送会社が真面目に頑張っても荷主さんにも他感がないので、運送ドライバーがしんどい思いをしています。大事ならドライバーさんを選ぶ向きにももっと！もっと！ご協力いただきたいと思ひます。 ①支店の方どうぞよろしくお願い致します。	12																	
届出者	792	道賢	21~30月	6~10社	13,20		不定期	している	4			2	3	0										法律で決められないと待機料・機込料をもらう荷主の商品が売れなくなる。一仕事なくなる。いらないと言う荷主の商品が売れる。ーブラックの勝ちになる	13	20																
届出者	1021	道賢	21~30月	31社以上	10,11,12,20		不定期	している	4		新運送約款にて荷主との交渉が出来やすい			2	2	2								色々な資料を元に荷主さんに対して交渉はしているがまだまだ結果に繋がらない	10	11	12	20														
届出者	1176	道賢	6~10月	6~10社	5,21,15		不定期	時々	4		親会社と同じにする			1			2	3	0					①できた・できなかったの設問がありますがまだまだこれからだと思います。 ②「帰る日使だからお昼打ちに」！という意識を我々も、荷主様も共有してなければいけません。 ③慣れた方の待機時間については監督官庁へも報告し様へも交渉したい 従来から営業時間が8:00~17:00 8時41分あり、荷主様と荷主との交渉になることはあります。	5	21	15															
届出者	1187	道賢	11~20月	11~20社	6		不定期	している	4		今後交渉を行う為			3			2	3	0					足場なく値下げをして客取りする業者は嫌なため法的対応的な法律であっても無理では？	6	7	10	11	13	20												
届出者	1182	道賢	6~10月	11~20社	7,10,11,13,20		なし	している	4		準な指導			2			2	3	0					荷主と交渉中だが、他の業者へ変更されるリスクもある。 料金を払わない期間があるというように荷主にリスクを負担してほしい。1C/510円という運賃ならザラにある。それをどうやって、経費にペイすれば良いのかー最低料金も明示してほしい。	1																	
届出者	2088	道賢	6~10月	1~5社	1		不定期	している	4		荷主と交渉するため			2	2	2																										